

平成17年11月29日

「政策金融改革の基本方針」(11月29日の経済財政諮問会議決定)
に対するコメント

社団法人 第二地方銀行協会
会長 鏡 味 徳 房

本日、政府の経済財政諮問会議において、「政策金融改革の基本方針」が決定されました。

平成14年12月に「政策金融改革について」がとりまとめられて以来、懸案であった政策金融改革に関し、本年9月からの本格的な検討再開後、10月には関係先から精力的にヒアリングを行う等の審議を重ね、今般、経済財政諮問会議として基本方針をとりまとめられた努力に対し、敬意を表するものであります。

当業界としては、予てから「官業は民業の補完」であるべきこと、「政策金融の手法が必要なものについても、直接貸出の範囲をごく一部に限定し、保証および利子補給等により民間金融機関の貸出を質的に補完」すべきことを主張して参りましたが、今回の基本方針は、当業界のこれまでの主張と基本的な方向性を同じくするものと考えます。

なお、当面政策金融に必要な機能について、市場化テスト、評価・監視機関設置により継続的に縮小努力をして行くことについても、今回の改革をより実効性のあるものとする観点から、是非実現していただきたいと考えます。

当業界としては、民間金融機関に期待される役割を十分に認識し、地域のニーズに的確に応え、中小企業向け融資の円滑化のためこれまで以上に積極的に取り組んでまいり所存であります。今後、政府において、今回決定された基本方針にもとづき、平成20年度からの新体制移行に向けて、改革が着実に実行されることを強く期待しております。

以上